

シルバー保険について

会員の就業は、センター・発注者・会員との間に雇用関係が成立しないため、労災保険の適用がありません。そこで、センターが加入しているのが「シルバー保険」であり、会員は入会と同時にこの保険が適用されます。※派遣事業による就業は除く

この保険には、会員本人が就業中にけがをした場合の「傷害保険」と、会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」の2種類があります。なお、2種類の保険ともセンターが契約した保険会社の約款の定めにより補償されます。

◆シルバー人材センター全国団体傷害保険

1 ケガをした場合

- (1) 医師の治療を受けてください。会員の就業は労災の適用とはなりませんので、各自の健康保険証を使っていただきます。※派遣事業による就業を除く
- (2) ケガの状態・内容をセンターまで連絡してください。
- (3) 保険の手続きはセンターで行います。手続き処理後(ケガの程度や通院・入院の日数報告等)、保険金額が決定され、会員個人に支払われます。

2 保険が適用となる場合 ※仕事場所、活動場所と住居の往復中、仕事場所間の移動中を含む

- (1) センター等の提供した仕事に従事中(被保険者の住居での仕事に従事する場合を除く)
- (2) センター等が主催するまたは指定する講習会、理事会、各種運営会議への出席
- (3) センター等が主催するボランティア活動に参加中

3 保険給付の内容

補償区分	補償金額	補償内容
死亡保険金	500万円	事故日より180日以内に、そのケガが原因で死亡した場合。
後遺障害保険金	死亡保険金の4%~100%	事故日より180日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
入院保険金 (1事故180日を限度)	1日あたり 5,000円	事故日より180日以内に、そのケガが原因で入院した場合。
手術保険金 (1事故1回を限度)	25,000円又は 50,000円	事故日より180日以内に、事故によるケガの治療で手術をした場合。
通院保険金 (1事故90日を限度)	1日あたり 3,000円	事故日より180日以内に、事故によるケガの治療のため通院した場合。

◆シルバー人材センター全国団体賠償責任保険

1 保険の内容

就業中、誤って他人に身体障害(死亡、ケガ)を与えたり、他人の財物を損壊した(壊した・汚した・無くした)場合等、第三者に損害を与えた場合に補償します。(ただし、自動車の使用や管理に起因する場合、被保険者の故意によって生じた場合、被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任、その他約款に記載される補償対象外の損害については、補償されません)

2 保険給付の内容(最高限度額)

身体賠償 1人 3千万円 1事故 1億円(期間中)
財物賠償 1事故 2千万円(期間中)

3 免責金額(自己負担額)

賠償責任保険の対象となる事故については、1事故に対し1万円の免責金額を負担いただきます。(1事故が1万円以下の場合には、会員個人の負担になります)